

目基LPS-V23001-6
令和4年 2月 10日 改正

車両外注整備共通仕様書

航空自衛隊 目黒基地

目次

1	総則	1
1. 1	適用範囲	1
1. 2	用語及び定義	1
1. 2. 1	引用文書等	1
1. 2. 2	個別技術指令書等	1
1. 2. 3	車両等	1
1. 2. 4	修理不能	1
1. 2. 5	監督	2
1. 2. 6	検査	2
1. 3	引用文書等	2
1. 3. 1	引用文書	2
1. 3. 2	関連文書	2
2	役務に関する要求	3
2. 1	一般	3
2. 2	整備作業の種類	3
2. 2. 1	定期点検	3
2. 2. 2	定期検査	3
2. 2. 3	追加整備	3
2. 2. 4	その他の整備	3
2. 3	作業内容	3
2. 3. 1	定期点検	3
2. 3. 2	定期検査	4
2. 3. 3	追加整備	4
2. 3. 4	塗装等	4
2. 4	作業の中止	4
2. 5	部品・材料	4
2. 6	機能・性能	5
3	品質保証	5
3. 1	監督・検査	5
4	その他の指示	5
4. 1	提出書類	5
4. 2	官給品	5
4. 3	安全管理	5
4. 4	補給の手続き	5
4. 5	技術協力	5

4. 6	保証	6
4. 7	仕様書の疑義	6

別紙様式第 1	車両等作業用紙	7、8
別紙様式第 2	納品書・検査調書	9

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両外注整備共通仕様書	目基LPS-V23001-6	
		承認	平成10年 4月 1日
		作成	平成10年 4月 1日
		改正	令和 4年 2月10日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	幹部学校

1 総則

1.1 適用範囲

- この仕様書は、幹部学校長が実施する市販型車両の外注整備について、契約相手方が行う共通事項を規定する。
- この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書において用いる用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1

引用文書等

- 引用文書** 当該仕様書に直接引用した文書及び図面
- 関連文書** 当該仕様書に規定した事項を、さらに理解させるための参考となる文書及び図面

1.2.2

個別技術指令書等

- 個別技術指令書** 当該車両等に適用する技術指令書
- 製造会社取扱説明書等** 製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの

1.2.3

車両等

航空自衛隊車両等整備基準(J.T.O.00-10-9)第1-2表に示す車両及びその構成品、取付品及び部品等をいう。

1.2.4

修理不能

修理不能とは、次の場合をいう。

- 個別仕様書に特に規定がない場合、修理費（修復に要する部品費、役務費、梱包

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

及び輸送費を含む総費用。)が、当該品目(互換性品目及びその他の代品を含む。)の修理時における新品取得価格の65%以上と見積られる場合

b) 特に官側が規定した場合

1.2.5

監督

契約の適正な履行を確保するため、契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.6

検査

調達物品等の品質及び数量等が、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

引用文書は、次による。

a) 法令等

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

自動車の点検及び整備に関する手引き(平成19年国土交通省告示第317号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

b) 技術指令書

J.T.O.00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J.T.O.36-1-3 車両等の塗装及び標識

J.T.O.36-1-6 車両等検査要項

個別技術指令書等

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 法令等

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)

航空自衛隊調達規則(JAFR124)

航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)

航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)

b) 技術指令書

J.T.O.00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

J.T.O.00-20B-6 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

c) その他

自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会連合会）

2 役務に関する要求

契約相手方が行う整備作業は、次の要求事項を満足しなければならない。

2.1 一般

整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を行わなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

2.2.1 定期点検

- a) 道路運送車両法適用車両について、道路運送車両法第48条に基づく定期点検を行うものとする。
- b) 定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官又は検査官を通じて、契約担当官に報告し、指示を受けるものとする。

2.2.2 定期検査

- a) 道路運送車両法適用除外車両について、航空自衛隊車両等整備基準に定めるⅠ検査又はⅡ検査を行うものとする。
- b) 定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官又は検査官を通じて、契約担当官に報告し、指示を受けるものとする。

2.2.3 追加整備

定期点検又は定期検査の結果、判明した要修理箇所について、道路運送車両の保安基準又は自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合させるため、次の作業を個別仕様書に基づき実施する。

a) 分解検査

b) 修理等

2.2.4 その他の整備

定期点検、定期検査及び追加整備以外の整備とし、個別仕様書で規定した作業を行う。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2に示す各作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次による。

2.3.1 定期点検

自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引き、個別技術指令書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果を点検整備記録簿

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

等に記録する。

なお、道路運送車両法第62条に規定する継続検査が関連する場合、検査代行業務を行うものとする。

2.3.2 定期検査

車両等検査要項の一般車両検査手順及び個別技術指令書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果を**車両等作業用紙（別紙様式第1）**に記録する。

2.3.3 追加整備

a) **分解検査** 要修理箇所を整備するため、必要な単位に分解する。また、分解した部品は、個別技術指令書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成部品、部品・材料（以下“部品等”という。）を判定する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な洗浄度を保持するための処置を行う。

b) **修理等** この仕様書の2.3.3 a)で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- 1) **交換** この仕様書の2.3.3 a)で交換を要すると判定された部品等を2.5により交換する。
- 2) **加工** 修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
- 3) **組立調整** この仕様書の2.3.3 a)で使用可能と判定されたもの及び、2.3.3 b) 1)及び2)により、修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため、適正な手順、方法により組立て、必要に応じ各部位を調整する。
- 4) **潤滑** 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を与えるため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ、適正量を給油（脂）する。

2.3.4 塗装等

個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識に基づき行う。

2.4 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官又は検査官を通じて、契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が、整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合（ただし、この仕様書の1.2.4 a)に該当する場合は、概算修理見積書（様式任意）を作成し、契約担当官に提出する。）

2.5 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で官給を規定したものを除き、契約相手方において準備する。
- b) 部品・材料は、原則として製造会社の純正部品（個別技術指令書等に記載された

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

部品)とする。

- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.6 機能・性能

車両等の機能・性能は、特に個別仕様書に規定する場合を除き、道路運送車両法適用車両は、道路運送車両の保安基準に、道路運送車両法適用除外車両は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に、適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

個別仕様書で特に規定する場合を除き、契約担当官の別に定める監督及び検査実施要領に基づき、実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等作業用紙（別紙様式第1）
- b) 納品書・検査調書（別紙様式第2）
- c) その他契約担当官の指示するもの

4.2 官給品

官給品については、個別仕様書で規定する。

なお、官給品は、原則として官給を受けなければならない。

4.3 安全管理

契約相手方は、整備作業に係る安全管理（危険物、火薬類、毒物、劇物、放射線、高圧ガス、公害及び静電気等）について、法令で定められたものについては、当該法令に基づき、その他のものは、規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）により、適切に安全管理を実施しなければならない。

4.4 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続等
- c) 交換した旧部品の返納処置

4.5 技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術等の協力をしなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提示又は提出

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

4.6 保証

契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。

- a) 車両等の引渡し後から引取りまでの間の一切の責任は、契約相手方の責任とする。
- b) この仕様書の 4.6 a) の期間中における契約相手方の過失により生じた損害に対する修復は、すべて契約相手方の負担とする。

4.7 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義がある場合は、監督官又は検査官を通じて、契約担当官に申し出るものとする。

(表)

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																			
車種	検査の種類	I: ☐ M: ☐ + ☐	管理換: ※印	✓ × ×× ×××	良好 調整 交換 修理	T C L	締付 清掃 給油																
自動車番号	所属部隊			分解したら記号を○で囲む																			
開始日付	完了日付																						
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																
I. かじ取り装置				IV. 緩衝装置																			
1. ハンドルの操作具合				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				4. リム・サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				IV. 緩衝装置																			
7. ホイール・アライメント				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(1) リーフ・スプリングのじボルト、スプリング・バンド																			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(2) スプリング・ブラケットの取付部																			
II. 制動装置				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																			
2. ブレーキの効き具合 ※				3. コイル・スプリングの損傷																			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(2) サスペンションの各連結部のがた																			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの ダスト・ブーツの亀裂、損傷																			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ																			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																			
9. ブレーキ・ホース・キャリバの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																			
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右									9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																
V. 動力伝達装置				V. 動力伝達装置																			
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リリース・フォーク先端の遊び																			
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																			
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																			
17. ブレーキ・シューの揺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																			
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの取厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷																			
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右									8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																			
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																			
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																			
VI. 電気装置				VI. 電気装置																			
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				1. スパーク・プラグの状態																			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				2. 点火時期																			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. ディストリビュータのキャップの状態																			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				VII. 原動機																			
III. 走行装置				VII. 原動機																			
1. タイヤの状態				1. 低速と加速の状態																			
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																			
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙											
CO		HC		黒煙																			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗																							
*タイヤの溝の深さ																							
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右									3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																			
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																			
				6. エンジン・オイルの漏れ																			

(裏)

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷		
1. メーターリング・バルブの状態			6. マフラーの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅸ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊長等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊長等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--

